

第 14 回 実定法解釈論 2 ——犯罪と法 2

今回は、前回に引き続き、刑法に関して、犯罪の成立について検討します。

3. 犯罪の意義・犯罪の成立（続き）

- ・ 構成要件に該当する行為とは、その行為を積極的になす場合に限られない。不作為でも犯罪となりうる。
- ・ 違法性阻却事由としては、正当行為（35条）、正当防衛（36条1項）、緊急避難（37条1項本文）の3つがある。
- ・ 責任能力とは、自己の行為が法律上許されるものであるか否かを判断し、その判断に従って行動する能力をいう。責任無能力者としては、心神喪失者（39条1項）と刑事未成年（41条）がある。

〔ケース 2〕

甲は、自動車を運転中、誤って歩行者 A をはねた。A が路上に倒れ、出血しており、救護を必要とするほどの傷を負っていることを、甲は気づいていながら、何の救護処置もとらずに、そのまま自動車で走り去った。

〔ケース 3〕

甲がナイフを持って A に襲いかかってきたため、A は、ナイフを素手ではねのけ、甲に馬乗りになり何度も殴打した。甲は、A に殴打されたため、意識が朦朧となっていたが、A は、さらに殴打を続け、落ちていた甲のナイフを拾い、そのナイフで甲の胸を刺し、甲は死亡した。

[ケース 4]

銀行強盗甲が、「撃つぞ！」と言いながら、上着の内側のポケットに右手を入れようとしたので、A は、とっさに甲に向かってとび蹴りをして、甲に傷害を負わせた。

[ケース 5]

甲がナイフを持って A に襲いかかってきたため、A は、全速力で走って逃げた。逃げる途上で、A の進路を横切ろうとした老女 B を突き飛ばし、B に負傷させた。

[ケース 6]

船が難破し、乗組員は全員海に投げ出された。甲が 1 片の舟板につかまった。すると、A が同じ板につかまろうとした。その舟板はあまりにも小さかったので、1 人ならばつかまって浮いていられるが、2 人つかまれば沈んでしまうものであった。甲は、後から来た A を蹴り飛ばした。甲は、救助船に助けられたが、蹴り飛ばされた A は溺死した。

[ケース 7]

甲は、飲酒し酩酊すると心神喪失になることを自覚しており、ふだんからうらんでいた A に会う直前に洋酒を大量に飲み、心神喪失状態になった。そして、その状態のまま、A を殺害した。

以上で、春学期の講義を終えます。期末試験までにしっかりと復習をしておいてください。